

令和7年度の特認要件について

(優良繁殖牝馬導入促進事業・軽種馬生産基盤整備対策事業)

1 担い手特認

(1) 次の①か②のいずれかに該当すること。

① 新規就農者

ア 新たに軽種馬生産を始めた者で、事業申請時の5年前の事業年度の4月1日以降に協会に入会した者であること。ただし、個人又は法人代表として既に他の生産牧場を営んでいる者及び過去に営んでいたことがある者を除く。

イ 現に施設又は軽種馬を所有していること。将来に継承して所有することになる場合は、その確認書等を提出すること。

② 継承者

ア 事業申請時の5年前の事業年度の4月1日以降に協会の会員登録における事業継承のための入会または代表者変更をした者であること。

イ 経営を継承した者であること。ただし、既に他の生産牧場を営んでいる者及び過去に営んでいたことがある者は除く。なお、事業申請時に継承者と前経営者が共同経営を行っている場合は、事業申請時から『3年後の事業年度末まで』に継承を完了すること。この場合、「継承者が主たる経営の従事者になる取り決め書」(要押印/認印可)を提出すること。

(2) 事業年度における年齢が満65歳以下であること。

(3) 協会が別途実施する「担い手に係る研修」(年5回実施予定)を、前年度までに所定の回数受講(1年間で3回以上)した者又は今年度に所定の回数受講(1年間で3回以上)する者であること。

(4) 農地の所有面積が100ha以下の者であること。

(5) 事業主体が所在する地域において、軽種馬生産の担い手として経営を支援するための体制(市町村、農協等を構成員とした支援組織等)が整備されていること。

(6) 優良繁殖牝馬導入促進事業、放牧地等整備事業においては、過去に同事業で担い手特認を利用していないこと。

※留意点等

- ・「第三者間の継承」も認めています。
- ・経営を継承したのではなく、新たに独立した場合等については、「新規就農者」として担い手該当者とするようになります。
- ・「担い手に係る研修」を前年度までに受講していない者は、事業参加年度に所定の回数の受講が必ず必要です。受講していない場合は、担い手特認の対象となりませんのでご注意ください。

2 面積特認

- (1) 事業申請時の2年前（優良繁殖牝馬導入促進事業については5年前）の事業年度の4月1日以降に2ha以上（北海道以外の地域においては1ha以上）の土地を取得もしくは貸借（農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定、農地法に基づく農業委員会の許可又は農地中間管理事業によるものに限る）し、生産基盤を強化した者であること。
- (2) 新たな土地の取得もしくは貸借により、生産基盤が10%以上拡大するものであること。
- (3) 新たに土地を取得もしくは貸借する前における農地の所有面積が100ha以下の者であること。
- (4) 事業主体が所在する地域において、軽種馬の生産基盤拡大を支援するための体制（市町村、農協等を構成員とした支援組織等）が整備されていること。
- (5) 過去に**同事業**において面積特認を利用している場合、事業申請時の「取得もしくは貸借前の農地所有面積」が、過去の直近の事業申請時の「取得後もしくは貸借後の農地所有面積」より縮小（**地目の変更によるものを除く**）していないこと。

※留意点等

- ・事業参加には、取得もしくは貸借により拡大した土地を軽種馬生産に利用することが必要です。
- ・生産基盤の「10%以上拡大」を確認していることの記載をNARから求められています。各様式等に記入するようにしてください。
- ・(5)は、農地の拡大と縮小を繰り返すことで連続して面積特認の要件を満たそうとする取組みを防止するため、令和5年度より設定しました。